

平成 28 年 7 月 21 日

金融庁監督局銀行第一課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見等の提出について

平成 28 年 6 月 22 日（水）付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

金融庁への「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対する意見等

(別紙)

項番	種別(主要行)等・項番等	項目・論点	コメント	理由等
1	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-1	監督指針適用開始時期	監督指針の適用・管理態勢の整備は、Jurisdictional Modular Protocolの公表時期だけでなく、主要国の証拠金規制対応スケジュール、および米国を含む主要国の解約権停止の対外効確保に向けた対応進捗を踏まえ、十分な準備期間を設けていただきたい。	<p>・監督指針における「ステイの決定の効力などが当該契約に及ぶことを可能とする」には本邦のJurisdictional Modular Protocol (JMP)の公表が前提。</p> <p>・これに加えて、非清算集中取引に係る証拠金規制では、新たな規制に対応すべく殆どのISDA/CSA契約のアmendもしくは新規締結が予定されている。一方でISDA Protocolの効力は批准以前の契約にのみ提供されるため、本件監督指針適用(および本Protocolの批准)が、証拠金規制対象先が拡大する2017年3月以前となると、Protocolを作成・批准しても証拠金規制対応時に再度、個別に適用条文挿入の対応が必要となるため、適用時期には留意が必要。</p> <p>・また、2016年7月時点で国内金融機関にステイの対外効確保を要求しているのは英・独に留まる。この様に欧米主要国・特に米国法制が適用されない内に日本が規制を導入しても十分な対応は困難で実効性が伴わない可能性が高い。主要国で国内向けの破綻法制整備は進捗しているものの、ステイ単独では認知度が高い状況ではない。改めてクロスボーダー取引でこの部分だけ採り上げて個別に手当てとなると顧客交渉において相応の時間と負荷を要するため、国際的な調和を乱さない範囲での適用・態勢整備に向けたリードタイムの確保が円滑な規制導入に必要。</p>
2	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2(1)	対象となるカウンターパーティー	<p>他国規制と平仄を合わせ、各国中央銀行・中央政府を相手とした契約は、ステイ管理対象契約から除外すべき。</p> <p>万が一、各国中央銀行・中央政府を監督指針の対象先を含む場合には、事前に当局間で交渉し、民間金融機関と各国中銀・中央政府との交渉が円滑に行えるようお取り計らいいただきたい。</p>	<p>・各国中央銀行・中央政府を相手方とする金融契約は、相手方との関係上、交渉が困難なケースが多い。</p> <p>・一方で、各国中銀・中央政府は民間銀行が持続安定的な海外業務を行うに当たり、極めて重要な取引相手である。本邦金融機関は、海外業務に関連して中銀・中央政府から米ドル預金を調達しており、また中銀は現地通貨供給等のラストリゾートの位置付けである。</p> <p>・中銀・中央政府とステイに係る交渉を行った結果、邦銀海外業務の安定的な外貨流動性確保に悪影響を与える可能性がある。</p> <p>なお、すでに運用されている英/独規制においても、ステイ確保の対象から中央銀行、中央政府宛取引が除かれており、本邦のみステイ確保を求められれば、流動性調達に著しい不利益が生じる懸念あり。</p> <p>・また、いざとなった時に監督当局・中銀間で円滑な破綻処理のための協力は行えるはずであり、本条項が無いことに伴うリスクは一般カウンターパーティーよりは低いはず。</p>
3	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2	個々の取引状況勘案(重要性に応じた対応)	<p>監督指針の趣旨に鑑みれば、全取引に対してステイの対外効を確保することまでは求められておらず、本邦金融システムに著しい混乱が生じることの回避を目的としている。</p> <p>このため、例えば店頭デリバティブ取引であればグループの想定元本全体の9割をカバーする水準を目安にする等して、取引の重要性に鑑みて対象(拠点・取引・子会社・業種等)を選定することを許容いただきたい。</p>	<p>ステイの主旨は、本邦金融システムに著しい混乱が生じることを回避することを目的としている。</p> <p>本主旨に鑑みれば、重要性の低い拠点・取引等についても全て対外効確保の対象とすると、取引量が小さくマーケット成熟度の低い新興国等では対外効確保に当たって過大なコストがかかること、市場流動性にも影響を与えることが予想される。一方で欧米の主要マーケットでは比較的本株組みへの理解が進んでいることが考えられる。</p> <p>この点、各金融グループのリスクプロファイルに応じて重要度の高いものへの対応に限定することで、規制趣旨の確保と実務的な負担の最適化を図ることができる。</p>

項番	種別(主要行)等・項番等	項目・論点	コメント	理由等
4	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2	個々の取引状況勘案 (取引種類)	新興国の地場通貨建取引を中心に、各国法制にもとづく定型の契約フォーマットを利用するデリバティブ取引等は少なくない。このような契約をアmendするのは実務的に極めて負荷が高く、対現地当局・業界団体との関係上も対応が困難であるため、取引規模等を勘案のうえ、ステイの対象外としていただきたい。	左記のとおり。
5	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2 (1), (2)	取引相手に応じた対応	相手の理解度、取引規模や属性等を勘案したうえで、柔軟な対応が認められるべき。	当該取引相手に然るべく説明を行った結果受け入れられなかった場合には、マーケットにおける日本版JMPの浸透状況、理解度や取引規模、さらには現地市場や本邦制度へのレピュテーションを十分加味して運営を行うべきであり、そのためには数年を要する状況も想定される。 特に、事業法人においては海外における邦銀/日本法の地位等を考慮した際、ステイの対外効確保のため、過度に厳しい運営を行うと、監督指針の対象取引そのものだけでなく、貸金や預金取引にも影響が出る事を懸念している。
6	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2 (1), (2)	契約の相手方がステイ決定の効力等が契約に及ぶことを拒否した場合の対応について	対象取引について特定解除等の条項を含む外国法準拠の契約を締結するに際し、相手方がステイの決定の効力等が当該契約に及ぶことを拒否した場合、契約締結は謝絶しなければならないのか。 あるいは、既存の契約に係る新規の取引を行う場合に相手方がステイの決定の効力等が当該契約に及ぶような対応を拒否した場合、契約解除(その結果、取引の清算等が必要となる)を行う必要があるのか。	契約締結や変更等は相手方との合意が必要となり、万一相手方が本件対応を拒否した場合の監督指針上の考え方を確認するもの。
7	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-3	「深度あるヒアリング」の定義	「銀行グループの管理態勢について深度あるヒアリングを行い」とあるが、ヒアリング項目の目線をお示しいただきたい。	監督目線の明確化のため。
8	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2 (2)	影響の「重要性」の判断について	「影響の重要性」を勘案するファクター、判定基準について明確化いただきたい。	監督目線の明確化のため。
9	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2(1)②	契約書への明記の取扱いについて	「・・・及ぶことを契約書に明記する対応」について、「・・・及ぶことの契約上の同意を得る対応」等、基本契約中への明記を要件としない表現にしていきたい。	ステイの対外効確保について、個別基本契約単位ではなく相手方の包括的な同意を得る対応も想定されるため。
10	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2 (1)	対象取引	金融先物取引(いわゆる「金先」)は「対象取引」に含まれるか。	監督指針における「対象取引」の定義に含まれるか不明確なため、確認するもの。
11	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2 (1)	対象取引	「及びこれらの取引に“類似”する取引」「これらの取引の担保の目的で行われる取引含む」について、明確化いただきたい。 一括清算法における特定金融取引との関係を明確化いただきたい。	「類似する取引」とされると、何を以て「類似」とするか判断できず、保守的にみれば非常に広範囲な取引まで対象となり、管理が膨大・非効率となる。 さらに担保目的取引まで含めれば、根担保の場合など、これも広範囲な取引が対象となり得るため、上記同様に悪影響を及ぼしかねない。
12	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2(1)	「契約締結等」の内容について	「契約締結等」について、「特定解除等の条項を含む外国法準拠の契約を締結する場合」、「既存の契約に係る新規の取引を行う場合」には、既存契約に紐づく既存取引の期限前任意解約や条件変更は含まれないという理解で良いか確認させていただきたい。	用語の定義明確化。

項番	種別(主要行)等・項番等	項目・論点	コメント	理由等
13	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2 (1)	「既存の契約内容を”実質的に変更”する場合」 「既存の契約”に係る”取引を行う場合」	どの範囲をの契約のアmendをもって「実質的に変更」とするのか、その基準を明確化いただきたい。 既存の契約”に係る”取引の範囲についても明確化いただきたい。	「実質的な変更」に係る基準がなければ、保守的な運営となり、対応範囲が非常に広くなるおそれがある。 「・・・に係る」については、ISDAマスター契約にもとづく個々の取引のみを意味するのか、マスター契約に関連したLA契約まで含まれるか(例えば、SPCと金利SW用のISDAマスターを締結しているところ、追加融資契約を締結する場合に金利SWにステイの文言を入れる必要があるか)不明瞭であり、これも対応が広範となるおそれがあるため。
14	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2(1)②	契約書文言 対外説明資料	ステイの対外効確保に係る相対契約文言、本JMP導入に関する説明資料について本邦共通のフォーマットが必要。	本件は各国法制・指針にもとづいて、他国のカウンターパーティの事前解約権を停止させるもの。 その様な内容について顧客交渉を行う場合、各行の対応にばらつきがあると顧客側で混乱するおそれがあり、交渉円滑化の観点から、本邦共通の契約文言・説明フォーマットを作成することが本邦枠組みのクレディビリティ確保に繋がると思われる。
15	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ-12-1-2	主な着眼点	自国での法整備が完了していない国との契約については、努力目標とするなどの配慮をいただきたい。	オセアニア等の地域は、法整備が遅れており、たとえ日本から契約締結を推進したとしても、相手方に受け入れられない可能性がある。 一方で、他規制のハーモナイズがなされないことにより、米欧との取引継続が困難となっている状況で、オセアニア等地域は流動性を確保するためにも重要な地域と考えている。 まずは、規制当局間で大まかな方向性を同意いただき、方向性が異なる場合には、努力目標とするなど、無理のない制度設計を検討いただきたい。